

群馬県市町村会館管理組合及び群馬県市町村総合事務組合公平委員会の共同設置に関する規約

平成 4年 5月 1日公布

改正 平成 5年 7月 30日

平成 11年 4月 1日

(設置)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる組合は、共同して公平委員会を設置する。

群馬県市町村会館管理組合

群馬県市町村総合事務組合

(名称)

第2条 この公平委員会は、群馬県市町村会館管理組合及び群馬県市町村総合事務組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）という。

(執務場所)

第3条 公平委員会の執務場所は、群馬県市町村総合事務組合事務所内とする。

(委員の選任)

第4条 公平委員会の委員は、群馬県市町村総合事務組合管理者が群馬県市町村総合事務組合議会の同意を得て選任する。

2 群馬県市町村総合事務組合管理者は、前項の規定により選任された委員の氏名及び経歴を関係組合管理者に通知しなければならない。

(経費の負担)

第5条 公平委員会に要する経費は、群馬県市町村総合事務組合の予算から支出する。ただし、その費用は、各年度の4月1日現在の職員定数に比例して、関係組合が負担する。

(補則)

第6条 この規約に定めるもののほか、公平委員会に関し必要な事項は、関係組合管理者 が協議して定める。

附 則

この規約は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成5年7月30日）

この規約は、公布の日から施行し、改正後の群馬県町村等非常勤職員公務災害補償組合、群馬県市町村会館管理組合及び群馬県市町村総合事務組合公平委員会の共同設置に関する規約の規定は、平成5年6月8日から適用する。

附 則（平成11年4月1日）

この規約は、平成11年4月1日から施行する。